

私の

# 育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

No.

男性の

48

長期育休取得のススメ

男性会員（68期）

私は、企業の法務部門に勤めており、男性としては長い4か月間の育児休暇を取得しました。この報告書では、男性が長期の育児休暇を取得することのメリットと、長期の育児休暇取得を推進する方法について述べます。

まず、男性が長期の育児休暇を取得するメリットは無数にありますが、個人的には、育児に関する理解が深まることに特に重要だと感じました。妻と同じように育児をするので、深夜繰り返し起こされることや長時間抱っこすることの大変さなど、授乳以外のほとんど全ての育児のことを身をもって感じることができ、それにより育児休暇終了後においても、適切に育児の分担をすることができます。これは、父母が第二子以降を設けることへの心理的ハードルを下げることにもつながります。

次に、長期の育児休暇の取得を推進する方法ですが、昨年施行された改正育児介護休業法は推進のための大きな一歩だとは思っています。これにより、男性の育休取得率の目標設定をする企業も出てきています。ただ、5日間だけの休暇を「育休」と称するなど、不十分なものも見受けられます。私の場合、会社側が長期休暇の取得を推奨してくれたことが後押しになり取得に至りました。そのた

め、長期の取得を推進するインセンティブ（育休取得日数に応じた補助金交付、育休取得家庭への追加補助など）を企業・従業員に与え、日本全体として長期の育児休暇取得を進めることが重要だと考えます。

No.

49

子育てでスキルアップ!

男性会員（61期）

日々、様々な案件対応を抱えながら、なかなか言うことを聞かない小さなお子さんの子育てに携わる弁護士の皆さんは、想像を超える苦勞に打ちひしがれているのではないかと思います。私も、現在2歳になる娘の父として（妻は派遣社員）、保育園送り、おむつ替え、入浴、寝かしつけ、休日の外遊びなどに追われて、この苦勞を乗り切れるのだろうかと思つたことが何度もありました。仕事が思うようにはかどらないこともよくありました。でも、この経験は、今後の弁護士業務のスキルアップに必ず役立ちます。子育てを通して、状況判断力、継続力、コミュニケーション力がかなり向上したと感じます。家族の起きてこない早朝に起案する、寝かしつけをしながら仕事の段取りを考えるなど、時間のやりくり術も色々身につきます。そして、愛情を注いで育てた子どもの笑顔は、何よりの生きるエネルギーになります。楽しいと思えるときが必ず来ます。共に頑張りましょう！

「早期独立・産休育休明け  
弁護士等に関する  
経済的支援制度」の案内

出産で弁護士登録を外した方が産休育休明けに再登録し業務復帰した場合を含め、一定の要件を満たした会員に支援金を支給する制度を創設しました。詳細は会員サービスサイトの「届出・手続各種証明等」のページをご覧ください。